

◆報告を怠ったことに対する指名停止期間の延長について

入札参加資格者は、「明石市入札参加者等指名停止基準」に係る事柄が生じた場合、あるいは、こうした報告を怠った場合については、入札への参加・契約の有無にかかわらず必ず明石市財務部契約課まで報告してください。

なお、報告を怠った結果、当市が上記の事柄を知り得た場合、市から報告を依頼しているにもかかわらず届出がなかったことを信義誠実に反する行為と判断いたします。

この場合、通常の指名停止期間に加え、12月以内の指名停止期間に延長することとなりますのでご注意ください。